

【役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程】

社会福祉法人 ゆきわり会

社会福祉法人ゆきわり会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆきわり会（以下「この法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に対し、定款第21条に基づき、職務執行の対価としての報酬は支給しない。

2、評議員は、定款第8条に基づき、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅延無く支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2、役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、役職員旅費支給規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の

支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

【役員及び評議員の報酬並びに費用弁償基準】

(別表)

【報酬について】

1、役員報酬

① 理事 無報酬

② 監事 無報酬

2、評議員報酬

① 評議員 無報酬

【費用弁償について】

1、役員及び評議員共通

① 支給費用

- ・職務執行にあたり負担した費用
(交通費、食事代等)

- ・出張等に要する費用
(交通費、宿泊費、会費、研修費、食事代等)

② 支給方法

- ・現金支給

③ 支払日

- ・職務執行の都度 (請求があったら速やかに)
- ・費用の内容によっては前払いもあり

【その他】